

生命保険において自殺免責期間を定める 約款規定の効力——再論

広瀬 裕 樹

第1章 はじめに

商法は、被保険者が自殺した場合につき、一律に保険者免責事由としている（商法 680 条 1 項 1 号）。一方で、生命保険の約款では一般に、契約締結後一定期間内に被保険者が自殺した場合のみが保険者免責事由に掲げられている（以下「自殺免責約款」という）。一般に、商法 680 条 1 項 1 号は任意規定であって自殺免責約款は有効である、と解されているが、事はそれほど単純ではない。自殺免責約款によれば、契約締結から一定期間経過した後の自殺には保険金を支払うことになるが、例外的に保険金支払が否定されるべき場面がある。その例外がありうることについては異論を見ない。しかし、その具体的範囲および解釈論理は、いわば百家争鳴の状態にある。

筆者は、この問題に関して既に検討を行ったことがあるが⁽¹⁾、論文の公表後に、最高裁平成 16 年 3 月 25 日判決⁽²⁾（以下、「最高裁平成 16 年判決」とする）が登場し、それを契機としてさらに活発に議論が展開されている⁽³⁾。後に確認するように、最高裁判決（第 3 章にて後掲）も、最近の議論のほとんども、基本的には学説上の多数説（2-2 を参照）に則って展開されており、その点では、私見（2-3 を参照）と同じくする。

しかし、最近の議論状況の趨勢には少なからず疑問を感じている。被保険者の自殺につき保険者免責事由とする実質的な根拠についての分析は、果たして十分になされているであろうか。保険者が免責される根拠は、後述するように、信義則や公序良俗（ないし、公序、公益など）に求められることが多いが、そのような一般法理はいわば「入れ物」であるから、信義則や公序良俗を単に示したのみでは、形式的な論理を提示したに過ぎない。その実質的な内容こそが示される必要がある。そもそも、私的自治の原則の下において、一旦は約した生命保険金の支払を否定することが軽々に行われて良いはずはない。それでもなお、あえて生命保険金の支払を否定することにより、成し遂げられるものとは何であろうか。すなわち、そこで達成されるべき政策目標は何であろうか。

また、その一方で、悪質なケースにおける対策が強調され過ぎているようにも思われる。その結果、自殺免責約款の存在意義が、悪質なケースに対する様々な対策の中に埋没してしまっているのではなかろうか。ここで改めて、「被保険者の自殺にあたり、いかなる場合に、いかなる根拠により、生命保険金の支払は否定されるべきか」という根源的な課題につき検討する必要があると考える。悪質なケースの対策が急務であることは重々承知している。しかし、だからといって、場当たりの対応に終始するだけで良いはずがない。全体の中で論理的に整合するような体系的な位置づけを探る必要もあるはずである。

筆者は、自殺免責約款の効力については、以上の観点からの検討が十分に深められていないと考えている。そして、だからこそ、議論が生産的にかみ合っていないようにも思われる。

かつて示した私見は、最高裁平成16年判決の立場にも近接しており、現在でも基本的に維持しようものと考えているが、最近の議論状況に適合する形で、改めて、考察する必要があると考えた。

本稿では以下のような構成を取る。まず、本稿での議論の前提として、

従来の学説・判例における議論状況および私見の概略を示す（第2章）。次に、最高裁判決を詳細に紹介した上で（第3章）、これを契機とした議論状況を整理し（第4章）、私見の立場から検討を試みる（第5章）。さらに、改めて、自殺免責期間を定める約款規定の効力につき、理論面（被保険者の自殺につき保険金の支払を否定すべき根拠）および現実面（自殺免責約款の「誤作動」）の観点から考察することとしたい（第6章）。

- (1) 広瀬裕樹「自殺免責期間を定める約款規定の効力」愛知大学法経論集 160号 141頁（2002年）。
- (2) 民集 58巻 3号 753頁。
- (3) 最高裁平成 16年判決の判例研究としては、次のものがある。甘利公人「最高裁平成 16年判決判批」上智法学論集 48巻 1号 101頁（2004年）、中西正明「最高裁平成 16年判決判批」民商 131巻 2号 298頁（2004年）、相原隆「最高裁平成 16年判決判批」私法判例リマークス 31号 98頁（2005年）、笹本幸祐「最高裁平成 16年判決判批」ジュリスト臨時増刊 1291号『平成 16年度重要判例解説』115頁（2005年）、竹瀨修「最高裁平成 16年判決判批」保険事例研究会レポート 197号 13頁（2005年）、金岡京子「最高裁平成 16年判決判批」法律のひろば 2006年 1月号 64頁（2006年）、太田晃詳「最高裁平成 16年判決判解」法曹時報 58巻 6号 131頁（2006年）。

第2章 最高裁平成 16年判決までの議論状況

最高裁平成 16年判決までの議論状況については、既に分析済である。詳しくは拙稿⁽⁴⁾をご参照頂くこととして、本稿での議論の前提として必要な限り、最低限の紹介をすることとする。

2-1. 商法の規定および約款の趣旨

商法 680条 1項 1号において、被保険者の自殺が一律に保険者免責事由とされている根拠としては、一般に、信義則、公序良俗、保険制度の維持、

の三点が挙げられる。このうち中心に位置づけられるのが、公序良俗からの要請であり、その具体的な内容として、不当利用の防止が強調される。ただし、そのように解すると、不当利用の意図なくして被保険者が自殺した場合には、保険者免責とする必要はないことになる。それにも拘わらず、商法 680 条 1 項 1 号が一律に保険者免責事由としていることについては、自殺にまつわる立証の困難性を克服するために、全ての自殺を、防止されるべき不当利用に基づくものとみなすこととした、と理解しうる。取り得べき方策はいくつかありうるが、いわば保守的に一律の保険者免責としたわけである。それゆえ、商法 680 条 1 項 1 号は、貫徹する合理性を見出せず、任意規定と解されることとなる。

これに対して、自殺免責約款において、自殺について一定の免責期間が設けられるのは、保険契約が保険金取得目的で締結されることを防止するためであると説明される。すなわち、予め自殺を企図して保険契約を締結したとしても、一定期間（例えば一年間）自殺の意図を持ち続けることはほぼ不可能であるから、自殺免責期間を設けることで、保険金取得目的の達成をほとんど排除しうる。一方で、自殺免責期間経過後の自殺は、契約締結の意図とは無関係であると把握することが可能となる。また、契約締結後に保険金取得の意図が生じ自殺する場合は、自らを死に至らしめるといふ行為の性質上、正常な精神状態の下で容易に選択されるとは思えず、現実に頻発するとは考えにくいから、あえて免責事由とするまではないともいえる。要するに、自殺免責期間の設定は、保険金取得目的で契約が締結された場面のみを排除するべく機能するが、それでもって弊害は除去されうると考えられているわけである。しかも、一定の期間の経過という簡便な指標をもって保険金を支払うべきか否かを判断できるため、立証の困難性は存在しない。

したがって、自殺免責約款によれば、商法 680 条 1 項 1 号が実現しようとしている生命保険契約の不当利用の排除を、合理的かつ現実的に達成で

きる。それゆえ、自殺免責約款は、商法 680 条 1 項 1 号の存在に拘わらず一応のところ有効と解されている。

2-2. 自殺免責約款の解釈

自殺免責約款が有効である範囲については、見解が分かれる。多数説は、自殺免責約款の効力をほぼ全面的に認める⁽⁵⁾。これに対し、有力説は、期間経過後の自殺については保険金取得目的（「保険金取得が主要な目的である場合」などの表現も含む、以下同じ）がないとの推断が前提となって保険金が支払われるのであって、この推断が覆されるような場合にまで保険金の支払を約する定めは公序に反し無効であるとする⁽⁶⁾。すなわち、自殺免責約款は、推定規定としての効力にとどまり、保険金取得目的の自殺であることが立証されれば、この推定が覆されるので、保険者は免責されると解される。

ただし、多数説によっても、期間経過後の自殺につき、必ず保険金が支払われるという結論が導かれるわけではない。悪質な事案については、公序良俗違反によって契約が無効と解されたり、重大事由解除権の対象となりうるなど、様々な法理が援用され、保険金支払を否定すべき場面がありうることを認める。それゆえ、両者の相違は、自殺免責約款の解釈のみであるべき結論を導こうとするか（有力説）、自殺免責約款以外の法理も用いて総合的に解決しようとするか（多数説）、であるといえる。

裁判例では、多数説に則ったものが一件あったのみであったが⁽⁷⁾、近時は、有力説の解釈論を採用する裁判例が現れている。例えば、最高裁平成 16 年判決の原審である東京高裁平成 13 年 1 月 31 日判決⁽⁸⁾がそうである（次章にて紹介）。

ただし、近時の裁判例は、保険金取得目的の有無に加え、付加的な要件を課す傾向にある。公表された裁判例としては、岡山地裁平成 11 年 1 月 27 日判決（以下「岡山地裁判決」という）⁽⁹⁾と山口地裁平成 11 年 2 月 9

日判決（以下「山口地裁判決」という）⁽¹⁰⁾が存在する。以下の議論にも関わるので、それぞれにつき簡単に紹介しておくこととする。

まず、岡山地裁判決の事案は次の通りである。多額の借金を負った甲が、多数の自動車保険や高額生命保険（一件）に加入した後、故意に発生させた交通事故により死亡した（自殺と認定）。このとき、運転手の過失による交通事故を偽装するため、運転していた無関係の知人乙も事故に巻き込み、死亡させた。岡山地裁は、保険金取得を主要な目的とした自殺ではないとの推定が覆され、かつ、自殺の具体的な態様が全体として商法および約款の趣旨に反する場合には、自殺免責約款の適用は排除されると判示し、保険金請求を認めなかった。

次に、山口地裁判決の事案は次の通りである。実質的には暴力団組長丙の支配下にあった甲社が、丙の愛人乙を被保険者とする保険契約を締結していた。乙は丙に対して多額の借金があり、丙に、自殺して保険金で支払う旨をたびたび言ったことがあった。一方で丙は乙に対して自殺の実行を迫るような発言をしたこともあった。乙は、交通事故や自殺未遂などを発生させた末、結局、契約締結から1年3ヶ月の時点で、自殺した。山口地裁は、保険金取得目的で自殺した場合で、かつ、自殺免責期間の経過と保険事故の発生日時に有意的な相関関係がある場合には、保険契約締結の事実とは無関係な自殺であるとの推定が覆され、自殺免責約款により商法680条1項1号の適用は排除されないと判示し、保険金請求を認めなかった。

いずれの判決も、事案は相当に悪質であり、結論として、保険金請求を認めるべきではないことに異論は見られない。問題は、その論拠である。この二つの判決は、基本的に有力説の解釈論理に則っている。公表論文などでは、岡山地裁判決も山口地裁判決も有力説に位置づけられることがほとんどであり、筆者もかつてそのように分類した⁽¹¹⁾。しかし、それぞれの付加的な要件は、有力説の論理からは導き出せないものである。それゆえ、

単純に有力説に分類することは適当でない。近時は、これらの裁判例の立場を「第三説」として位置づける見解⁽¹²⁾が現れており、本稿もその分類に従うこととしたい。

また、「保険契約の態様、自殺に至る諸事情全体をみて保険金の支払をすることが社会的妥当性を著しく欠く場合には、保険金の支払は公序良俗に反するものとして許されない」とする見解も現れた⁽¹³⁾。この見解は、基本的には多数説を採るのであるが、例外として保険金支払を否定すべき場面がありうることを肯定する。この例外は、単に、保険金取得目的で自殺したことのみでは満たされないため、少数説よりも限定されている。具体的場面における結論としては、岡山地裁判決および山口市裁判決とほぼ同様になると思われる。それゆえ、この見解も、「第三説」に位置づけることができよう。

このように、自殺免責約款の解釈については、三つの立場に分けられる。しかし、具体的に保険金支払を否定すべき場面については、説を問わず、論者によって微妙に異なっているように思われる。さらに、多数説において、どのような法理をどのように用いるべきかについても、区々様々である。その意味では、まさに「百家争鳴の状態」にあったのである。

2-3. 私見

私見の概要は以下の通りである⁽¹⁴⁾。

自殺免責約款の効力を検討する上で、その存在意義と、保険契約法上に存在する様々な法理（例えば、公序良俗違反や、詐欺無効、権利濫用、重大事由解除権など）（以下「自殺免責約款以外の法理」という）との総合的な位置づけを十分に考慮することが重要である。自殺免責約款は、契約締結時に保険金取得目的があったとしても、その実行行為を排除しうる機能を有する。商法 680 条 1 項 1 号は、公序良俗などからの要請につき、いわば安全策を採り、自殺を一律に保険者免責事由にしていると理解できよ

うが、自殺免責約款は安全策を採らず、その機能をもって、保険者免責となる範囲を縮減している。これは、保険金が支払われることにより遺族の生活保障を充実させることが可能になることなどを重視した一種の政策判断である。自殺免責約款による実務が長年にわたり積み重ねられてきたことは、自殺免責約款や、自殺免責約款以外の法理が有効に機能してきた結果、その政策判断が合理的なものであったとの証左になりえよう。それゆえ、自殺免責約款の通りの処理で一貫しても問題はないと考える。多数説を支持すべきである。

また、具体的事案にあたっては、自殺免責約款以外の法理による解決も可能であるが、そうした法理の援用可能性を一律に否定すべきではないものの、自殺免責約款の存在意義を十分に考慮に入れて整理する必要がある。まず、その機能からすれば、被保険者が自殺した場合に、遡ってみれば、契約締結時に保険金取得目的があったことが判明しても、その事情のみでは、公序に反しないと理解すべきである。その場面の反公序性は、自殺免責約款により除去されており、まさにそこに自殺免責約款が存在する意味があるからである。

次に、被保険者が保険金取得目的で自殺したという一事のみであれば、公序には反しないと理解すべきである。そのような場面の防止一般には自殺免責約款の機能は及ばないから、契約上は、保険金を支払うべき場面と理解せざるを得ない。そして、前述したように、そうした実務が積み重なってきたということは、そのような場合であっても保険金を支払うべきだという政策判断が社会的に承認されたと考えられる。もとより、自殺する被保険者は、保険事故を招致したところで、保険の利益を直接享受する者ではない。したがって、自殺免責約款以外の、自殺免責約款以外の法理は、自殺免責約款といわば「棲み分け」すべく、以上で示したような自殺免責約款の存在意義から生ずる要請に抵触しない範囲で、援用が認められるべきである。結局のところ、「自殺に関する一連の行為の悪質性」に着目し

た法理ならば、棲み分けが可能であるから、援用可能であると考ええる。

要するに、自殺免責約款と、自殺免責約款と棲み分けられる法理がそれぞれ機能すれば、問題とすべき事案には十分対応しうる、というのが私見の立場である。

- (4) 広瀬裕樹・前掲注(1)論文153頁以下。
- (5) 最高裁平成16年判決以前に多数説を唱えていた論稿としては、主として、以下のものがある。小町谷操三「生命保険契約における不可争条項について」『保険法の諸問題』69頁(有斐閣,1974年)、田辺康平「生命保険契約と保険者の免責事由」ジュリスト736号105頁(1981年)、竹浜修「人保における自殺免責条項」立命館法学225・226号1070頁(1992年)、植村敬治朗「判批」別冊ジュリスト121号『商法(保険・海商)判例百選(第二版)』105頁(有斐閣,1993年)、石田満『商法IV(保険法)』331頁(青林書院,改訂版,1997年)、甘利公人「商法六八〇条一項一号と自殺免責条項」上智法学44巻3号1頁(2001年)、洲崎博史「山口地裁判決判批」ジュリスト臨時増刊1197号『平成11年度重要判例解説』107頁(2000年)、山下友信「東京高裁判決判批」保険事例研究会レポート161号14頁(2001年)、山本豊「山口地裁判決判批」私法判例リマックス23号108頁(2001年)、福島雄一「生命保険契約の自殺免責約款における免責期間経過後の被保険者自殺の問題(1)(2・完)」福島大学行政社会論集14巻3号64頁,4号55頁(2002年)、山野嘉朗「東京高裁判決判批」判例評論529号198頁(2003年)、三宅新「東京高裁判決判批」ジュリスト1261号189頁(2004年)。
- (6) 最高裁平成16年判決以前に有力説を唱えていた論稿として、主として、以下のものがある。大澤康孝「生命保険における自殺免責」エコノミア89号1頁(1986年)、出口正義「判批」ジュリスト911号101頁(1988年)、坂口光男『保険法』327頁(文真堂,1991年)、石原全「判批」判例評論424号217頁(1994年)、中村敏夫「被保険者の自殺」『生命保険契約法の理論と実務』579頁(保険毎日新聞社,1997年)、笹本幸祐「人保における自殺免責条項と証明責任(一)~(四・完)」文研論集123号101頁,125号98頁(1998年),126号91頁(1999年),131号109頁(2000年)、山下丈「生命保険契約と被保険者の危険」東海法学23号29頁(2000年)、西嶋梅治「自殺免責期間経過後の

自殺』『生命保険契約法の変容とその考察』199頁（保険毎日新聞社、2001年）、山下典孝「生命保険契約における自殺免責条項に関する若干の考察」法学新報109巻9・10号601頁（2003年）。

- (7) 札幌地判昭和59年12月18日判時1180号134頁。
- (8) 判時1788号136頁。
- (9) 金法1554号90頁。判例研究については、注(5)および(6)を参照。
- (10) 判時1681号152頁。判例研究については、注(5)および(6)を参照。
- (11) 広瀬裕樹・前掲注(1)論文157頁。
- (12) 中西正明・前掲注(3)最高裁平成16年判決判批309頁、同「生命保険約款の自殺免責条項」大阪学院大学法学研究31巻1・2号129頁以下（2005年）。
- (13) 山下友信・前掲注(5)東京高裁判決判批18頁。
- (14) 詳細は、広瀬裕樹・前掲注(1)論文171頁以下参照。

第3章 最高裁平成16年判決

3-1. 事案の概要

Aは、代表取締役としてX1社の経営全般にあたってきた。X1社は、平成2年度以降、未処理の損失が次第に増加し、平成6年ころのX1社の経営状態は、相当厳しい状況にあった。さらに、平成7年度前期（4月から9月まで）も、業績は好転せず、銀行から緊急融資を受けていた。さらに、A自身やAの親族からも相当額の融資を受けていた。

こうした中、平成6年6月1日、Aは、自らを被保険者とし、X1社を保険契約者兼保険金受取人とする生命保険契約を保険会社4社（Y1～Y4）と締結した（以下「平成6年契約」とする）。

その後も、Aは、平成7年に入り5月1日と6月1日に、同様に、自らを被保険者とし、X1社を保険契約者兼保険金受取人とする生命保険契約を4社（Y1、Y5～Y7）と締結し、さらに、同年7月1日に、自らを保険契約者兼被保険者とし、妻X2を保険金受取人とする生命保険契約を2

社（Y2, Y4）と締結した（以下「平成7年契約」とする）。

これらの生命保険契約に適用される約款には、保険者の責任開始の日から1年内に被保険者が自殺した場合には保険者は死亡保険金を支払わない旨の特約（以下「1年内自殺免責特約」とする）が定められている。

以上の保険契約の合計保険金額は19億8500万円であり、X1社の年間売上高の6倍以上にも上っていた。また、X1社およびAが支払うべき保険料は、平成7年7月には、本件各生命保険のみで月額210万円弱にも達していた。しかしX1社はさらに、同年8月から9月にかけて、複数の損害保険会社との間で、被保険者をAとする5件の傷害保険契約（保険金の合計額は3億円）を締結した。別件の養老保険も合わせると、保険料の総額は月額225万円を超えるまでになっていた。

平成7年10月31日、Aは、X1社が請け負った屋上防水補修工事の現場である団地の屋上から落下して即死した。X1社およびX2はAが事故死したとしてY1ないしY7に保険金を請求した。これに対してYらは、本件落下事故はAの自殺であること、および、本件の各生命保険契約は不正な利益を得る目的で締結されており、公序良俗違反により無効であることなどを主張して、保険金の支払を拒絶した。

第一審（東京地裁平成11年3月26日判決）は、事実状況を総合すると、本件の事故は不慮の事故ではなく、AがXらに巨額の保険金を取得させることを目的として事故死を装って自殺したものと認めるのが相当である、と判示した。その上で、平成7年契約については、Aの自殺行為は約款所定の免責期間（1年）内であったとして、Xらの請求を排斥した。一方で、免責期間が経過している平成6年契約については、Aに万が一のことがあった場合X1社は相当額の保障を必要としていたことや、平成7年契約までに1年ほど経過していることなどからすれば、契約の締結があながち不自然不合理なこととまでいいうことができず、不法利得目的を達成するための手段として締結されたものとまではいえないとし、公序良俗違反

などの Y らの主張を認めず、X1 の請求を認容した。

以上の判示に対し、X からも Y からも双方ともに控訴した。Y らは、不正利用目的の自殺については商法 680 条 1 項 1 号が適用され保険者は免責される、との主張を新たに加えた。

第二審（東京高裁平成 13 年 1 月 31 日判決）は、次のように判示して、Y らの主張を認め、平成 6 年契約においても平成 7 年契約においても死亡保険金の支払義務を否定した。

「商法 680 条 1 項 1 号は、生命保険契約の締結ないし責任開始後の経過期間を論ぜず、被保険者が自殺した場合を保険者の保険金支払義務の免責事由の一つとして規定している。商法の右規定が被保険者の自殺を保険者の保険金支払義務の免責事由としたのは、生命保険契約は、基本的に射倖契約の性格を帯び、発生時期が不確定で偶然的な事由により発生する保険事故としての被保険者の死亡を原因として保険金が支払われることをその本質とするものであることからすれば、保険契約者又は被保険者が保険金取得目的をもって故意に保険事故を発生せしめてならないことは、生命保険契約の性質上要請される当事者間の信義誠実の原則に照らして当然のことであるのみならず、被保険者の自殺の場合にも保険金が支払われることになれば、自殺を誘発し、生命保険契約が不当な目的に利用されるおそれがあり、また、生命保険契約上の保険事故の発生が予測不可能なものとなって、生命保険制度の維持運営が困難となることから、これらを防止する趣旨であると考えられる。

ところが、本件の場合のみならず一般に、生命保険契約の保険約款において本件の 1 年内自殺免責特約の同様の条項を定めているから、右条項の反対解釈として、被保険者が生命保険契約の締結ないし責任開始の日から 1 年以上を経過した後に自殺した場合には、保険者は保険金支払義務を負うことになるものと解される。これは、生命保険契約の締結ないし責任開始の日から 1 年を経過した後の自殺の場合には、保険金取得目的に出たも

のは一般的に少なく、通常、それは、生命保険契約とは無関係な動機・目的による自殺であり、専ら又は主として保険金の取得を目的としたものとはいえないものと推定されるから、これに対して保険金の支払がされたとしても右商法の規定が危惧するおそれはさほど大きなものとはいえず、その趣旨を没却するものではないとの判断によるものと解される。しかしながら、商法の右規定及び保険約款中の1年内自殺免責特約の各趣旨並びにその相互の関係を前記のように解するとすると、保険契約締結ないし責任開始の日から1年経過後に被保険者が自殺した場合においても、保険者においてその自殺が専ら又は主として保険金の取得を目的としてされたものであることを主張・立証した場合には、1年内自殺免責特約の存在にもかかわらず、保険者は、商法680条1項1号の原則に基づき、保険金支払義務を免れるものと解するのが相当である。」

「これを本件についてみると、Aが専ら又は主として本件各保険契約に基づく保険金をその受取人であるXらに取得させる動機・目的の下に自殺したものであることは、前記認定のとおりである。そうすると、Yらは、平成6年契約に基づく保険金につき、1年内自殺免責特約の存在にかかわらず、商法680条1項1号により、その支払義務を免責されるものといわざるを得ない。」

これに対し、Xらは上告した。なお、上告審では、平成6年契約に基づく保険金請求に関してのみ扱われ、平成7年契約に基づく保険金請求に関しては、上告不受理となった。

3-2. 判 旨

破棄差戻

「商法680条1項1号は、被保険者の自殺による死亡を保険者の保険金支払義務の免責事由の一つとして規定しているが、その趣旨は、被保険者が自殺をすることにより故意に保険事故（被保険者の死亡）を発生させる

ことは、生命保険契約上要請される信義誠実の原則に反するものであり、また、そのような場合に保険金が支払われるとすれば、生命保険契約が不当な目的に利用される可能性が生ずるから、これを防止する必要があること等によるものと解される。そして、生命保険契約の約款には、保険者の責任開始の日から一定の期間内に被保険者が自殺した場合には保険者は死亡保険金を支払わない旨の特約が定められるのが通例であるが、このような特約は、生命保険契約締結の動機が被保険者の自殺による保険金の取得にあったとしても、その動機を、一定の期間を超えて、長期にわたって持続することは一般的には困難であり、一定の期間経過後の自殺については、当初の契約締結時の動機との関係は希薄であるのが通常であること、また、自殺の真の動機、原因が何であったかを事後において解明することは極めて困難であることなどから、一定の期間内の被保険者の自殺による死亡の場合に限って、その動機、目的が保険金の取得にあるか否かにかかわらず、一律に保険者を免責することとし、これによって生命保険契約が上記のような不当な目的に利用されることを防止することが可能であるとの考えにより定められたものと解される。そうだとすると、上記の期間を1年とする1年内自殺免責特約は、責任開始の日から1年内の被保険者の自殺による死亡の場合に限って、自殺の動機、目的を考慮することなく、一律に保険者を免責することにより、当該生命保険契約が不当な目的に利用されることの防止を図るものとする反面、1年経過後の被保険者の自殺による死亡については、当該自殺に関し犯罪行為等が介在し、当該自殺による死亡保険金の支払を認めることが公序良俗に違反するおそれがあるなどの特段の事情がある場合は格別、そのような事情が認められない場合には、当該自殺の動機、目的が保険金の取得にあることが認められるときであっても、免責の対象とはしない旨の約定と解するのが相当である。そして、このような内容の特約は、当事者の合意により、免責の対象、範囲を一定期間内の自殺による死亡に限定するものであって、商法の上記規定にかか

わらず、有効と解すべきである。」

本件の事実関係によれば、平成6年当時、「Aが経営するX1社の経営状態は相当厳しい状況にあり、X1社及びAは、前記のとおり、多数の保険会社との間で、多額の保険金額の……生命保険契約等を締結していたこと等が明らかであるが、その自殺に至る過程において犯罪行為等が介在した形跡はうかがわれず、その他公序良俗にかかわる事情の存在もうかがえない本件においては、その自殺の主たる動機、目的が、保険金を保険金受取人である上告人らに取得させることにあったとしても、上記特段の事情があるとはいえないものというべきである。

そうすると、X1社の平成6年契約に基づく主契約の死亡保険金の請求については、1年内自殺免責特約により、商法680条1項1号の規定の適用が排除されるものと解すべきである。」

3-3. 最高裁判旨の位置づけ

まず、最高裁は、商法680条1項1号と自殺免責約款の趣旨について論じているが、これは一般に説かれているところとほぼ同旨である。

注目すべきは、自殺免責約款の解釈についてである。「当該自殺の動機、目的が保険金の取得にあることが認められるときであっても、免責の対象とはしない旨の約定と解する」と判示していることからすれば、明らかに、基本的には多数説の立場に立つものと理解できる。しかし、その一方で、「特段の事情がある場合」の例外を認めている。従来の多数説の立場からは、そのような例外の存在を当然に導けるわけではないから、この判旨を多数説に位置づけることは適切ではない。

この「特段の事情がある場合」の例外は、後述するように（5-1参照）、極めて限定的である。「特段の事情がある場合」に該当し保険金支払が否定される具体的場面は、岡山地裁判決および山口市裁判決の判旨による場合とほぼ同じであると思われる⁽¹⁵⁾。したがって、判旨は、多数説に一応は

則っているものの、前述の「第三説」に位置づけられるべきである¹⁶⁾。

この限りで、前述した「百家争鳴の状態」において、判例法理として一応の決着を見たといえる。しかし、この最高裁平成16年判決によっても、なおも問題は積み残されている。第一に、判旨は、「特段の事情がある場合」に保険者が免責されることにつき、具体的な法的構成を明らかにしていない。したがって、法的に、いかなる根拠に基づいているのかが不明確である。そして、それが不明確であることにも関連するであろうが、第二に、「特段の事情」の具体的中身も明確ではない。最高裁が具体的事案に対応して判示している部分の内容は参考になると思われるが、具体的にどのような内容となるかは、基本的に今後の事案の集積を待つことになる。ただし、自殺免責約款の位置づけに影響しうる事柄であるから、保険法の体系上、適切に理論付ける必要がある。

すなわち、最高裁平成16年判決によって、解釈論理としては一応決着したものの、その法的構成や、具体的な結論（「特段の事情」の具体的内容）といった、肝心の部分については、不明確なところが少なくないのである。

こうした部分については、次章以降で、詳しく検討することとしたい。

なお、最高裁平成16年判決判旨の射程は、当然ながら、自殺に関し一定の免責期間を定める場合一般に及ぶが、その限りであると考えべきである。判旨中にて「公序」という言葉が用いられてはいるが、対象となる局面は限定されている。保険契約一般において、いかなる場面に「公序良俗」に反するかには全く触れていない。もちろん推測はできる（公序良俗に反すると判断される場面はかなり限定的であろう）が、被保険者が自殺したケースであっても、また別の指標に基づき、「公序良俗に反する」と判断される場合がありえないとはいえない。公序良俗以外の法理についても、同様である。

したがって、この最高裁平成16年判決は、自殺免責約款以外の法理に

ついて、直接に判例法理たる影響力を有するわけではなく、被保険者が自殺したケースにつき、また別の争い方がありうることまでが否定されたわけではないと考える。もちろん、後述するように法的構成次第では間接的な影響はあるとはいえようが、「全体像」はいまだ示されていないというべきであろう。それゆえ、今後の裁判例の展開には、この「全体像」がいかにあるべきかという観点からも注意が払われるべきである⁽¹⁷⁾。

(15) 最高裁調査官による解説によれば、最高裁の説く「特段の事情」は、岡山地裁判決や山口地裁判決の事案に類するほどの悪質な事案を念頭に置いていたとされる。太田晃詳・前掲注(3)最高裁平成16年判決判解160頁。

(16) 中西正明・前掲注(12)論文129頁。なお、同・前掲注(3)最高裁平成16年判決判批310頁参照。相原隆・前掲注(3)最高裁平成16年判決判批101頁でも同様の指摘がされている。

(17) 吉野慶「判批」保険事例研究会レポート211号14頁(2006年)は、この最高裁平成16年判決の影響が、自殺免責約款以外の法理にも及びうるとする。後注(25)参照。

第4章 最高裁平成16年判決判旨の法的構成

4-1. 学説上の評価

最高裁平成16年判決の判旨が、いかなる法的構成を採っているものと理解しうるかは、なかなか難解である。有力説の解釈を参考とすれば、次のような法的構成を想定することができよう。すなわち、商法680条1項1号の核となる部分は強行規定であり、自殺免責約款よりも優先して適用される結果、「特段の事情」が認められる場合には、保険者が免責される。商法680条1項1号を、いわば「部分的強行規定」ないし「中間的強行規定」と解するわけである⁽¹⁸⁾。しかし、そのような議論の枠組み自体が合理性を有するかどうか疑問である旨指摘されている⁽¹⁹⁾。このような疑問のあ

る解釈によるのではなく、別の構成を採っているものと考えらるべきであろう。

最高裁調査官による解説によれば、以下の3つの構成がありうるとされる。①一般条項である民法90条により自殺免責約款部分が無効となり、商法680条1項1号により保険金請求が否定される、②約款の意思解釈として、そのような特段の事情がある場合までも免責しないことを認めたものではなく、特段の事情がある場合には商法の上記規定により免責となる、③被保険者の自殺による死亡の場合、保険金受取人は保険金請求権を有するが、具体的事情により請求が権利濫用（民法1条）となり許されない⁽²⁰⁾。

このうち、③の構成には、最高裁が、当該事案では自殺免責約款により商法680条1項1号の適用が排除される旨判示していることとの整合性に難がある。この表現から素直に理解すれば、「特段の事情」が認められる場合は商法680条1項1号の適用が排除されないということになる。すなわち、商法680条1項1号が適用されることにより、保険者が免責されるという結論が導かれるわけである。そうであれば、「権利濫用」を介在させる余地はない。もちろん、これは素直に読んだ場合の解釈であって、この判示内容を「特段の事情」が認められない通常の事案における法的構成を示したものと限定的に理解すれば、「特段の事情」が認められる場合では、保険金受取人による保険金請求は権利濫用により許されないと構成することも、論理的には不可能ではない。

なお、判旨を、②のような構成を採っているものと理解した上で、約款規定中の文言にはそのような読み方をする手がかりはなく、判旨が言う約款規定の制定趣旨からもこの読み方が要請されるとみるのも困難である、と批判する見解がある⁽²¹⁾。約款の解釈論として、その妥当性に疑問を投げ掛けるものと理解できよう。

4-2. 検討

まず、②のような構成については、論理的には可能かもしれないが、約款の文言から大きく離れ、ご都合主義的な解釈になっているようにも思われる。批判されているように、保険者側が内容を設定できる保険約款の解釈論としては、相当の疑問がある。

ただし、その解釈の根拠として、判旨が「特段の事情」を「公序良俗に違反するおそれがある」場合と表現していることから、民法90条を持ち出すことは可能であろう。すなわち、「特段の事情」がある場合も保険金を支払うような旨の約款規定は、民法90条に違反し無効になってしまうので、無効にならないよう、その部分は約款規定の効力の射程範囲外とする、というように構成するのである。これを「②'の構成」と称することとする。

判旨中の「公序良俗に違反するおそれがある」という表現を、素直に法的構成に反映させれば、①の構成に至るであろうか。ただし、自殺免責約款の文言自体は同じであっても、事案の内容により、公序良俗に反し無効となったり、ならなかったりする解釈は、困難であるように思われる^[22]。この構成を採るにせよ、「特段の事情」が認められる場面につき、それに対応する自殺免責約款の一部分が部分的に無効となる、と一律に解すべきではなかろうか。これを「①'の構成」と称することとする。もっとも、そのように解すると、②'の構成とほとんど違いはない。

③の構成については、論理的には成り立ちうるものの、疑問がある。権利濫用で構成した場合には、岡山地裁判決の事案のように、被保険者が他人を道連れにしたところに公序に反しうるほどの悪質性が見出せるが、権利の行使者、すなわち保険金受取人には悪質性が見出せないような場面には、保険金支払を否定しうるのであろうか。③以外の構成であれば、否定しうる。それゆえ、③の構成によると、この部分だけ保険金支払を否定しうる領域が狭くなるように思われる。しかし、そもそも、どのような構成

を採ろうが、「特段の事情」が認められるのは「公序良俗に違反するおそれがある」場合であるがゆえに、その実質的な視点は「公序良俗」に結実するという事に違いはないはずである。

それゆえ、最高裁平成16年判決の判旨は、①'の構成または②'の構成を採っていると理解することが最も無理がないと考える。仮にそうであるとすると、法的構成に関して判旨を批判することは困難ではなからうか。なぜなら、公序良俗に反する場面まで約款規定の効力を認めることはできない、という構図は否定しがたいからである。当該事案において当事者が求めているのが「約款規定の効力」の問題であるため、その面に限って回答するのであれば、①'の構成または②'の構成で答えざるを得ないように思われる。

現時点の私見としては、法的構成につき、いまだ何らかの見解を有するには至っていない。①'の構成または②'の構成を採っているのであれば、多数説の枠組みと論理的に整合しうるので、最高裁平成16年判決の判旨を、基本的に支持したい。

なお、法的構成に関しては、自殺免責約款以外の法理に与える影響にも留意すべきである。例えば、公序良俗違反により保険契約が無効になる、という構成は、下級審レベルでは悪質な事案対策として一般的に援用されている⁽²³⁾。最高裁の判断はまだ存在しないため、法理の一つとしてと数えることにはまだ不確実なところもあるが⁽²⁴⁾、最高裁平成16年判決の判示内容は、この法理の内容にも影響しうるのであろうか⁽²⁵⁾。③の構成を採るとすれば、権利濫用といいうるケースにも影響を与えうるのであろう。被保険者の自殺に対峙するにあたり、援用しうる法理はバラエティに富んでいる。判旨は、その中で、どのように位置づけられていくであろうか。その面でも、今後の裁判例の展開について注目しておくべきである。

ところで、「保険契約は公序良俗に反して無効である」と構成した場合に、保険契約者および被保険者に悪意または重過失が認められれば、払い

込み済の保険料を返還しなくてもよいが（商法 643 条, 683 条 1 項），最高裁平成 16 年判決のように「商法 680 条 1 項 1 号により保険者は免責される」と構成すると，積立金を保険契約者に払い戻さなければならない（商法 680 条 2 項）。公序良俗に反するような事案では，保険契約者にも被保険者にも悪意が認められることが多いであろうから，一般的な自殺免責規定を用いることと比して，積立金が払い戻されないという「制裁」を与えることができるのである⁽²⁵⁾。この視点から見た場合，③の構成（権利濫用）を取った場合，単純に考えれば，請求できる権利が制限されるのみであるから，保険金受取人側に何らかの形で金銭の払い戻しはなされないことになりそうである。法的構成を検討する上で，一考に値する視点である。

(18) 山下友信・前掲注(5)東京高裁判決判批 18 頁では，岡山地裁判決，山口地裁判決および有力説を実定法的に基礎づけるとすれば，「商法 680 条 1 項各号の法定免責の立法趣旨のなかには公序良俗に反する保険金支払は認めるべきではないという趣旨が部分的に含まれており，そのような範囲においては同号は絶対的強行規定であるから約款の規定がある場合でもやはり保険者の免責が認められることになるという解釈論」に至る旨を指摘する。

(19) 太田晃詳・前掲注(3)最高裁平成 16 年判決判解 145 頁。同旨，金岡京子・前掲注(3)最高裁平成 16 年判決判批 70 頁。また，三宅新・前掲注(5)東京高裁判決判批 191-192 頁，竹瀆修・前掲注(3)最高裁平成 16 年判決判批 21 頁は，約款規定により一旦排除された商法 680 条 1 項 1 号に戻るのは変則である旨指摘する。なお，従来の有力説は，「部分的強行規定」ないし「中間的強行規定」の概念を前提とした解釈論が展開されていたように見受けられる（前注(18)参照）。それゆえ，同様の批判が可能である。

(20) 太田晃詳・前掲注(3)最高裁平成 16 年判決判解 147 頁。

(21) 中西正明・前掲注(12)論文 142 頁。

(22) 商法 680 条 1 項 1 号に関する指摘であるが，太田晃詳・前掲注(3)最高裁平成 16 年判決判解 145-146 頁は，「被保険者の動機，目的という主観的な事情によって，強行法規性が左右されるという解釈は採りえない」とする。同旨，三宅新・前掲注(5)東京高裁判決判批 192 頁。

- 23) 例えば、大阪地判平成8年12月25日判タ956号182頁参照。
- 24) 甘利公人・前掲注(3)最高裁平成16年判決判批111頁は、「保険契約の締結そのものが公序良俗違反として無効となる判例法が確立されているのであるから、あえてここで公序良俗違反をもちだす必要はない」と最高裁平成16年判決を批判する。しかし、いくら下級審で一般的に用いられているからといって、最高裁がその傾向に縛られるという必然性は、少なくとも理論的には、存在しない。
- 25) 吉野慶・前掲注(17)判批14頁は、自殺免責約款以外の法理への影響可能性を指摘する。なお、この論稿によれば、実際に、大阪地裁平成17年11月4日判決(判例集未掲載)は、最高裁平成16年判決の判旨を、公序良俗違反の場合にも拡張して援用しているとのことである。
- 26) この視点は、2006年5月12日に開催された「保険事例研究会」において中西正明教授からご教示を受けた。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

第5章 「特段の事情」論

5-1. 最高裁平成16年判決の判示内容

最高裁平成16年判決は、「特段の事情」について、「当該自殺に関し犯罪行為等が介在し、当該自殺による死亡保険金の支払を認めることが公序良俗に違反するおそれがあるなど」の場合とする。

「犯罪行為等が介在し」という表現につき、商法680条1項1号で犯罪による死亡が保険者免責事由に挙げられているものの、一般に保険約款ではその場面を免責事由から外していることとの関係が明確でないとの批判もあるが⁽²⁷⁾、例示として挙げられたものと理解すべきであろうから、この表現に拘泥するべきではない。ここでは、それに続く「公序良俗に違反するおそれ」が重要であって、「特段の事情」の有無は、公序良俗に反するか否かが主たる指標となると理解しうる。

なお、判旨は、「特段の事情」の内容を判示するにあたり、「公序良俗に違反するおそれ『など』」と記すなど、種々の部分にて「含み」を持たせ

ている。この「含み」があることをもって、判旨は曖昧であると批判する見解もある⁽²⁸⁾。しかしながら、このような批判は、的を射ていないと考える。確かに、「含み」があれば、それだけ、基準としての明確性は失われるとはいえよう。しかし、その一方で、こうした「含み」があることにより、柔軟な対応が可能となるという利点がある。したがって、「曖昧」であることをもって、直ちに不当であるとは評し得ず、その内容について、妥当性を実質的に吟味しなければならないはずである。また、もともと、この「含み」の部分は、相当に限定的である。例えば、自殺に関し犯罪行為が介在しても、直ちに「特段の事情」に該当するとはいえないという趣旨は、明確であって、その面で相当の絞りがかけられている。それゆえ、「含み」の領域はそれほど広くないと理解できる。一方で、その範囲内で柔軟な対応が可能となるというわけであるから、「含み」があることをもって、直ちに妥当でないとはいえないように思われる。

この一般論の上で、判旨は、具体的な事案との関係で、次の点を指摘している。すなわち、①経営状態が厳しい状態にあったこと、かつ、②多数・多額の生命保険契約の存在に加え、③保険金取得目的の自殺であったとしても、「特段の事情」があると判断するには十分でないというのである。

こうした「特段の事情」の内容に対しては、賛成の見解もあるが⁽²⁹⁾、次に掲げるように種々の批判がある。上記③の保険金取得目的の自殺であるだけで公序に反する⁽³⁰⁾、上記の要素から事案を総合的に判断すれば、公序良俗に反するといいうる事案である⁽³¹⁾、判旨では重視されていないが、災害死亡保険金をせしめるべく事故を装って自殺したケースであり、これは公序良俗に関わる事情であるというべきである⁽³²⁾などである。すなわち、最高裁平成16年判決が示した内容では、「特段の事情」に該当すべき場面が限定され過ぎている、という批判である。

ただし、「特段の事情」の内容がどれほど限定的であるかについては、最高裁がさらに審理を尽くさせるため原審に差し戻している点に注意すべ

きであろう。なぜなら、もし、上記の要素だけでは「特段の事情」に全く該当しないというのであれば、破棄自判しているとも考えられるからである。あるいは、上記の要素に、何らかの要素が加わるだけで「特段の事情」に該当するという趣旨が含意されているのかもしれない⁽³³⁾。

5-2. 私見の立場から見た「特段の事情」

既に指摘しているように、「特段の事情」が認められる場合に保険金支払が否定される法的な根拠は明らかでない。しかし、最高裁がそのような法的構成を肯定した以上、判例法理として実在することは否定できない。そこで、法的根拠の問題はひとまず置くこととして、私見の立場から「特段の事情」としていかなる内容を有するべきかについて論じておきたい。

「特段の事情」も、自殺免責約款による処理を例外的に覆すわけであるから、私見の立場からすれば、自殺免責約款以外の法理と同様に、自殺免責約款の意義と抵触しないような内容でなければならないものとする。その意味では、最高裁平成16年判決の判旨から窺える「特段の事情」の内容には、次のような理由から、合理性が見出せると考える。

まず、最高裁平成16年判決の判示内容を素直に読めば、「特段の事情」は「自殺に関する一連の行為の悪質性」が著しい場合に限定されることになるから、上記の要請に抵触しない。

次に、最高裁平成16年判決が重視していない①経営状態が厳しい状態にあったこと、②多数・多額の生命保険契約の存在の要素については、これらが直接に公序に反する要素になりうるとは思われない。生命保険の不当な利用を防止ないし予防するためには、指標として機能しうるかもしれないが、公序の観点からは間接的に意味を有する事情にとどまらう。それゆえ、自殺免責約款の効力を否定すべき決定的な事由とはいえ、「特段の事情」の要素とはなりえないと考える（もっとも、そういった要素により保険者が免責されるという法理を構築できるのであれば、自殺免責約款

とはまた別の領域を担当するものとして棲み分けが可能であるかもしれない)。また、③契約締結時の保険金取得目的を決定的な要素として理解すべきではないことは、既に述べた通りである(2-3を参照)。

「特段の事情」の具体的内容は、事案の積み重ねを待つことになろうが、差し当たり、先例の事案が参考になると考える。まず、山口地裁判決の事案のように、「保険金受取人による被保険者自殺」が行われたものと評価しうるケースである。このような場合には、本来、商法680条1項2号を拡大解釈して適用、あるいは類推適用して解決することの方が、直截的であろう。しかし、そのような拡大解釈、類推適用は、確立しているとは言い難い。また、軽々に行えば、保険者・保険契約者間の利害状況を大きく変質しかねない危険性がある。それゆえ、次善の策として、そういったケースを「特段の事情」の一類型として位置づけ、解決を図ることに意味がある⁽³⁴⁾。

次に、岡山地裁判決の事案のように、被保険者が著しく悪質な態様にて自殺をするケースである。そのような行為は「一般予防」的に防止すべきといえる。それゆえ、これも「特段の事情」に該当する場面として含めても良いものとする。ただし、「一般予防」的に防止すべきというだけで、直ちに「特段の事情」に該当するとはいえないであろう。なぜならば、前述したように遺族の生活保障などを優先した政策判断が自殺免責条項が存在する根底にあることからすれば、その行為を防止すべき社会的な要請が、被保険者と別人格である保険金受取人の利益を上回る場合に、ようやく、「特段の事情」に該当するものとするべきだからである。そして、前者の社会的要請と、後者の利益は、容易に比較できるものではないから(とりわけ、前者につき過大視される危険性は高いと思われる)、現実において「特段の事情」に該当するのは、前者が後者を客観的に、かつ、明らかに上回ると評価できる場面に限定されるべきである。例えば、災害死亡保険金などを得る目的で事故死を偽装した自殺が決行されたとしても、

単にそれのみであって、他人を巻き添えにしたなどの悪質性が見出されなければ、「特段の事情」に該当するには足りないものとする⁽³⁵⁾。

もちろん、全てがこの二つのケースに当てはめられるとは限らない。今後、新しい類型が現れることもあり得よう。ただし、そうであったとしても、「特段の事情」の該当性は、安易に拡張されるべきものではない。

なお、最高裁平成16年判決が「特段の事情」の該当性を否定したことについては、認定された事実関係を前提にすれば、以下の理由から、賛成である。すなわち、まず、山口地裁判決のように、「保険金受取人による被保険者自殺」が行われたものと評価しうる事情は見出されない。それでは、岡山地裁判決のように、被保険者が著しく悪質な態様にて自殺をするケースかというのか。確かに、多数多額の保険を累積的に契約していたことなど、モラルリスク防止の観点から歓迎せざる事情を複数見出すことができ、それらを総合して全体を俯瞰すると、正常な状態ではないと怪しむべき状況であるようにも思われる。しかし、何らかの悪質性の強い行為が具体的に浮かび上がってくるわけではない⁽³⁶⁾。それゆえ、社会的な要請が、保険金受取人の利益を明らかに上回るとは判断しえない。したがって、認定された事実関係による限り、「特段の事情」には該当しないと考える。

あえて付言すれば、自殺免責約款に、こうした事案を適切に解決する機能まで担わせるのは避けるべきだと考える。この事案では、多数多額の保険を累積的に契約していたことが重要な問題の一つであるが、被保険者の自殺が関わっていなくとも、契約の累積は問題になりうる。この問題の本質は、そのように契約できてしまう状況にあるわけであるから、第一に、そうした状況に問題の焦点を合わせるべきである⁽³⁷⁾。自殺免責約款の解釈により解決することは、いわば、たまたま効くからといって、別の疾患のための薬を用いることのようにも思われる。思わぬ「副作用」が出かねず、望ましい「処方」とはいいがたい。

- 27) 中西正明・前掲注(3)最高裁平成16年判決判批310頁。なお、甘利公人・前掲注(3)最高裁平成16年判決判批111頁も、判旨につき、犯罪行為が介在しても公序良俗違反にならない場合がありうるにつき批判する。しかし、その批判の通りであれば、犯罪による死亡を保険者免責事由から外している現実の保険約款も公序良俗に反しているといわざるを得ないのではなからうか。したがって、現実の実務を承認する以上、犯罪行為が介在しても公序良俗違反にならない場合がありうることを承認せざるを得ないとも思われる。
- 28) 例えば、甘利公人・前掲注(3)最高裁平成16年判決判批112頁。
- 29) 山下友信『保険法』468頁(有斐閣、2005年)。
- 30) 甘利公人・前掲注(3)最高裁平成16年判決判批111頁。
- 31) 甘利公人・前掲注(3)最高裁平成16年判決判批112頁、竹瀆修・前掲注(3)最高裁平成16年判決判批20頁。
- 32) 中西正明・前掲注(3)最高裁平成16年判決判批312頁以下。
- 33) 笹本幸祐・前掲注(3)最高裁平成16年判決判批117頁は、上記②の要素と公序との関連性をより詳細に主張していれば結論が変わった可能性があるとする。
- 34) 最高裁平成16年判決の後、公表された裁判例の中で、「特段の事情」を認めたものとして、東京地判平成16年9月6日判タ1167号263頁がある。この裁判例の事案では、「保険金受取人による被保険者自殺」と同レベルの悪質性があつたものと評価することができるので、「特段の事情」を認めた判旨に賛成する。広瀬裕樹「判批」保険事例研究会レポート206号13頁参照。この裁判例の判例研究としては、吉野慶・前掲注(17)判批1頁、甘利公人「判批」ジュリスト1330号155頁(2007年)がある。なお、このうち後者の判例研究では、「本件は、保険金受取人の指定変更の問題として処理すれば足りた」(158頁)と指摘されているが、疑問である。保険金受取人の指定変更の問題は、この裁判例の事案において、たまたま保険金支払を否定できる形式的な理由に過ぎない。したがって、そのように処理をしてしまうと、この事案の利害状況に適合した解決にはなりえないのではなからうか。
- 35) 事故死の偽装がなされた場合には、不法利得目的があるとして、保険金支払を否定すべきとする見解がある。例えば、竹瀆修・前掲注(3)最高裁平成16年判決判批20頁は、最高裁平成16年判決の事案につき次のように論ずる。「原審のいう『巨額の保険金を取得させる目的』が、事故死を装うことにより本来請求できないはずの災害死亡保険金等までも得させる意図を含める意味であり、

その目的のために事故死偽装の自殺が行われたとすれば、それは不正な利得を企図した行為である。これを放置すれば、自殺をする被保険者は事故死を偽装することにより何ら損は生じないから、不正請求への歯止めがなくなる。このような不正または不法な利得を目的とした行為は、公序良俗に反するといえよう。……そのうえ、本件各保険契約は、集中加入であって保険金額も保険料額も理解し難い異常なものであるという事情が加わるときに、果たして単純な保険金取得目的の（不法利得目的のない）自殺といえるかは相当に疑問である。保険契約が異常に締結され、それに基づきかかる不法な利得目的の自殺が行われた場合、これは、公序良俗に反するおそれを生じさせる特段の事情に該当するといつてよいように思われる」。中西正明・前掲注⑫論文146頁も同旨である。しかしながら、こうした見解には疑問がある。確かに、事故死を偽装することにつき、被保険者には何ら損は生じないから、いずれにせよ死ぬのならば少しでも保険金額を増やすように行動しがちであろうと想像はできるが、しかし、利得もない。仮に、そうした場合につき保険金支払を否定することが歯止めとして機能したとしても、事故の偽装を防止するにとどまり、自殺自体を思いとどまらせる効果まで有するわけではない。もとより、被保険者には、自らの生命を断ずるといふ何物にも代え難い最悪の「損」が生じ、それが自殺に対する強い歯止めとなっている。少なくとも自殺免責約款の効力が肯定される前提としては、そのような認識があるはずである。自殺という行為自体が有する歯止めの前では、事故の偽装を抑止するための歯止めにかばかりの意味があるのか、疑問である。また、現実に利得が生ずるわけではない被保険者が、支払われる保険金が少しでも多くなるように努めることを公序良俗に反すると把握するならば、第6章でも触れているが（6-1参照）、他人が被保険者を死に至らしめる場合でも同様に考えなければならない。筆者には、この両者を合理的に峻別しうる法的根拠を見出せない。それゆえ、いずれもそのみでは公序良俗に反するとまでは評価しえないものとする。この状況で真の悪質であるのは、被保険者の自由意思により自殺をすることではなく、最終的に保険金を受け取る者が被保険者を死に追いやることではないか。そうであれば、それを直接の対象とするべきである。

36 甘利公人・前掲注(3)最高裁平成16年判決判批112頁は、最高裁平成16年判決の事案につき、「諸事情を総合的に判断すると、本件保険契約は、公序良俗違反により無効であると解される」と論じる。しかし、諸事情を総合したと

きに、具体的に何をもって公序良俗に反するといえるのかについては、言及されているようには見受けられない。

67) 榊素寛「自殺・自殺・保険事故招致免責の法的根拠」江頭憲治郎先生還暦記念『企業法の理論（下巻）』376頁注(96)（有斐閣，2007年）は、契約の著しい累積は、本来、保険者の自衛により対処されるべき問題である旨指摘する。笹本幸祐・前掲注(3)最高裁平成16年判決判批117頁でも同様の問題意識が提示されている。

第6章 自殺免責期間を定める約款規定の効力 - 再論

以上で見てきたように、私見は、最高裁平成16年判決の判旨が示す方向性につき、基本的に賛成である。もちろん、まだ議論を尽くすべき部分は残されているが、少なくとも、この判旨から導かれるであろう具体的な結論は、私見の立場から肯定しうる。それゆえ、私見の立場は、多数説よりも、「第三説」の立場の方が近いようにも思われる。

ただし、最高裁平成16年判決の判旨からは、結局のところ、最初に示した根源的な課題、すなわち、「被保険者の自殺にあたり、いかなる場合に、いかなる根拠により、生命保険金の支払は否定されるべきであろうか」に対しての回答を見出すことはできない。法的構成や法的根拠が示されていないからである。かつて示した私見においても、この点について論じ尽くせたわけではない。そこで、近時の裁判例および議論状況を踏まえた上で、改めて考察を試みることにしたい。以下では、この課題につき、まずは理論面として、被保険者の自殺につき保険金の支払を否定すべき根拠につき検討を試みる。次に、その現実面として、自殺免責約款の「誤作動」につき考察することとする。

6-1. 被保険者の自殺につき保険金の支払を否定すべき根拠

自殺免責約款による処理は、商法680条1項1号が免責としている対象

を大きく絞り込んでいる。被保険者の自殺を保険者免責事由とする根拠は、公序良俗や信義則などが挙げられるが、いずれにせよ、絞り込んだだけ、その実質的内容がより厳格に問われることになる。すなわち、商法 680 条 1 項 1 号は、「安全策」を採り、被保険者の自殺を一律に免責事由とし、公序良俗や信義則などからの要請を確実に満たそうとしたものと考えられるから、商法の規定よりも免責の対象を絞り込むことは、公序良俗や信義則などからの要請の限界を、より厳格に見定める必要があることになる。公序良俗や信義則などは、いわば入れ物であり、そのみでは実質を表わすものではない。それゆえに、実質として、被保険者の自殺を保険者免責事由とすることで達成される政策目標は何か、ということを追及する必要がある⁽³⁸⁾。

その政策目標は、生命保険契約の不当利用の防止に尽きるように思われる⁽³⁹⁾。不当利用を防止すべきということは、もとより、被保険者の自殺の場面に拘わらず、保険制度全般において重要な課題である。ただし、政策目標につき、単に「不当利用を防止すべき」ことを言及すれば十分というわけではない。注意すべきことは二点ある。第一に、不当利用される場面につき、各当事者の利害状況を吟味し、正確に把握しておく必要がある。第二に、不当利用に対する対策を強化すると、現実においてそれが「誤作動」し、問題のない場面であっても保険金支払が否定されてしまう危険性が生じかねないことである。

このうち、第二の点は、まさに次節で検討する課題でもあるが、ここで少々論じておきたい。契約上定められた場面において保険金を支払うということは、大前提である。それゆえ、不当利用に対する対策の「誤作動」は、軽々に看過することが許されない、重大な問題のはずである。しかし、この「誤作動」の危険性を小さくしようとすると、現実においては往々にして、不当利用の対策としては甘くなる。つまり、対策の厳しさと、「誤作動」の危険性の大きさは、現実問題として、両立しがたいことも少なく

ない。被保険者の自殺の場面でも、まさにそうであろう。それゆえ、究極的には完璧を迫及するとしても、現実においては、この両者の間のバランスをいかにして取るかを考えることになる。すなわち、どちらをどれだけ重視して、他方の不十分さにどれだけ目をつぶるか、である。

もちろん、不当利用の対策も軽視できない。しかし、重視するとしても限界があるはずである。生命保険契約の分野の特質として、人の生死という最重要に位置づけられるべき要素が関わっていることは、看過できない。しかし、だからといって、本稿にて問題となっている被保険者の自殺の場面においては、質的に絶対視できる要素とまではいいえないであろう。被保険者の自殺について、保険金を支払っても良い場合があり、質的に絶対視するのであれば、そのような場合は観念できないはずだからである。そして、それゆえに、人の生死が関係しているということのみをもっては、不当利用の対策を絶対視することもできないはずである。質的に絶対視できないとすれば、人の生死という最重要に位置づけられるべき要素が関わっていることも含めて、量的に重要度を比較考量していくことになる。したがって、第一の点として挙げた、不当利用における利害状況の詳細を検討することが必要となるのである。

その第一の点につき、被保険者の自殺の場面にて強調されるのは、保険契約が保険金取得目的で締結されることの防止であり、自殺免責約款がまさにそのために存在していることは、既に述べた通り（2-1 参照）である。しかし、確かに軽視されるべきではないとは思われるが、被保険者が保険契約を締結するわけではないから、保険契約締結時の目的と、被保険者の自殺が、論理必然的に結びつくわけではない。また、有力説は、保険金取得目的での自殺を悪質視するわけであるが、自殺する被保険者が保険金を取得するわけではない。それゆえに、保険契約が保険金取得目的で締結されることの防止や、保険金取得目的での自殺の防止が、理論上直ちに、被保険者の自殺を保険者免責事由とする実質の根拠になりうるわけではな

い。

より詳細にそれぞれの利害状況を把握しておこう。まず、保険契約が保険金取得目的で締結されることについては、被保険者は保険契約を締結する主体ではないが、被保険者が保険契約者を兼ねる場合もあり、また、兼ねない場合には原則として被保険者の同意が必要となるから（商法 674 条 1 項）、保険契約者とは何らかの関係があり、事実上、契約締結を主導していることも十分ありうる。それゆえ、全く考慮しなくともよいことにはならない。しかし、被保険者の関与が希薄である場面もありうるため、免責事由とすべき根拠としては一歩後退して理解せざるを得ないであろう。しかも、そもそも、保険契約が保険金取得目的で締結されることは、決定的な要素であろうか。どのような意図で契約を締結していようが、実行行為に至らなければ、結局のところ「お咎め無し」である。もちろん、悪質な意図で契約を締結している場合には、実行行為に至る危険性は高いであろう。しかし、やや大胆に断じれば、保険契約が保険金取得目的で締結されることは、実行行為に至る危険性が高いがゆえに予防的に防止すべきと、あるいは、実行行為の悪質さを推認するための指標となりうるといえるのではなかろうか。そうであるとすれば、理論的には、真に問題であるのはその実行行為であって、契約締結時の目的には、あくまで副次的な位置づけが与えられるにとどまるといえよう。

一方で、保険金取得目的での自殺は、その実行行為そのものではあるが、被保険者自らが保険金を取得するわけではない。それゆえ、被保険者の自殺の文脈で、「保険金取得」の目的を強調することは正確ではない。もちろん、そういった場合は、保険金受取人に保険金を取得させるべく、それが動機となって意図的に保険事故を発生させるわけであるから、望ましからざる場面であるとはいえる。しかし、その場面は、被保険者に対して他人が凶行に及ぶ場合と峻別できるであろうか。例えば、被保険者の妻に一方的な思いを寄せている者が、思い込みから、保険事故を招致すれば、

生命保険金によりこの夫婦の借金がなくなり、思いを寄せているこの妻が幸せになるとの考えから、被保険者への凶行に及んだ、という場合は、いかにして考えるべきであろうか。生命保険契約の存在と、この凶行との間に何らかの因果関係があることは否定できない。そうであれば、この場合も、保険金の支払を否定して当事者に制裁を与えることによりそのような凶行を防止すべきである、と結論付けられるであろうか。むしろ、まさに、このような場合にこそ、「遺族の生活保障」を重視し、保険金の支払を肯定すべきではなからうか。

「保険金取得目的がある」という観点から見ると、他人が凶行に及ぶ場合と、被保険者が自殺する場合は、質的に重大な相違はないものと考えられる⁽⁴⁰⁾。それゆえに、自殺をする被保険者が保険金取得目的であることは、決定的な要素と理解すべきではない。もちろん、被保険者が保険金取得の目的を持たされる場合、つまり、保険金取得目的で、被保険者が自殺に追いやられる場合は、看過すべきではない。しかし、この場合は、そのように追いやる行為そのものが決定的に悪質なわけであって、そこを問題視すべきである。実質的な利害状況としては、多くの場合、「保険金受取人による被保険者故殺」の場面と近似するであろうから、その観点から、問題を把握すべきである。

もう一点検討すべきとすれば、生命保険の存在により、被保険者を自殺に駆り立ててはならない、という社会的な要請があるということであろうか。確かに、生命保険契約が、自殺誘発の危険性を孕んでいることは否定できないとも思われる。しかし、被保険者の自殺の場合には、自身の死という、まさに何事にも代え難い最高度の重大な損害が生ずるのである。被保険者のところで、いわば「収支の辻褄が合わない」わけであるから、生命保険契約の存在が主要な要因となって自殺がもたらされるということは、およそ合理的な行動ではない。自殺は、様々な事情が複雑にからみ、実行されるのであろうが、主要な要因は、経済的な事情など、生命保険契約の

存在以外のものになるものと考えられる。結果的に、生命保険契約の存在が「最後の押し」をした、ということはあるにせよ、生命保険がなければ（あるいは免責事由であれば）自殺には至らなかった、という構図が必然的に成り立つとはいえない。したがって、自殺誘発の危険性を決定的な要素として理解することは妥当ではない⁽⁴¹⁾。

ただし、以上はあくまで推論であり、科学的にそのように結論付けられるわけではない。「自殺」という現象を、単に「故意に自らを死に至らしめた」というだけでなく、生理的に、医学的に、社会学的に、心理学的に、いかなる行動と位置づけられるのか、より多方面から検討する必要がある⁽⁴²⁾。しかし、現時点で確定できないという一事をもって、自殺誘発の危険性を決定的な要素と把握することは、やはり妥当ではない。2006年に制定された「自殺対策基本法」では、自殺は多様かつ複合的な原因および背景を有するものとの考えに基づいていることからしても（同法2条参照）、単純に結論づけることは避けるべきである⁽⁴³⁾。

以上の検討からすれば、被保険者の自殺という行為そのものからは、決定的に悪質な利害状況は見出せず、それゆえに、実質として、生命保険契約の不当利用の防止に関して目指すべき政策目標も見出せない⁽⁴⁴⁾。「保険契約が保険金取得目的で締結されることの防止」は考慮すべき要素ではあるが、それも副次的なものにとどまり、決定的な要素とまではいいえないであろう。

結局のところ、被保険者の自殺の場面において残るのは、「特段の事情」の内容として掲げたような場面（5-2参照）、すなわち、「保険金受取人による被保険者自殺」が行われたものと評価しうるケース、および、被保険者が著しく悪質な態様にて自殺をするケースを防止しなければならないという要請であろう。こういった悪質なケースを防止することは、決定的な要素として理解することができる。しかし、それは、従来の議論において、被保険者の自殺につき重視されてきた要素には含まれていなかった。

すなわち、自殺免責に関する規定以外の法理により処理されるべき対象であり、本来、自殺免責約款の守備範囲に含まれていないものと考えられる。そのケースの悪質性に応じた法理により処理される方が、事案適合的な解決が図れるはずである。

したがって、被保険者の自殺を保険者免責事由とすることで達成される政策目標は、保険金取得目的での保険契約締結の防止、「特段の事情」の内容として掲げたような場面の防止である、といえる。このうち、前者は、量的にそれほど重要な要請とまではいえず、自殺免責約款に基づく免責期間による処理で効果的に対処できるのであるから、それで十分であると考ええる。一方で、後者は、かなり重要な要請ではあるが、自殺免責約款以外の法理に基づいて処理されるべき対象である。

私見としては、「被保険者の自殺にあたり、いかなる場合に、いかなる根拠により、生命保険金の支払は否定されるべきであろうか」という課題に対して、理論的には、以上のように回答すべきと考える。

6-2. 自殺免責約款の「誤作動」

被保険者の自殺につき保険金の支払を否定すべき根拠につき、理論的には一定の結論が導けたとして、しかし、それでもまだ検討すべき現実的な課題は存在する。それは、自殺免責約款の「誤作動」とその政策目標とのバランスをいかにして取るべきか、である。

一般に、ある法理に「誤作動」が生じうることはしばしばあるように思われる。例えば、保険金取得目的が公序良俗に反するなど論じられることが多いのは、前掲の各裁判例のような悪質なケースにおける兆候と把握しうるからであろう。それは有用な兆候であるかもしれないが、しかし、既に検討したように、本質ではない。それゆえ、悪質なケースの対策を重視する余り、保険金取得目的の自殺だからといって保険金支払を否定すれば、本質的には悪質ではないケースにおいて「誤作動」してしまう危険性

が否定できない。この「誤作動」は、軽々に「やむを得ない」と結論付けられるものでは決してない。正しく保険料を納め、正当に保険金を請求しうる者に対し、支払を否定するわけであるから、保険制度全体を不確定ならしめる重大な事柄である。この「誤作動」は、悪質なケースを見逃すことに匹敵するほどの重大事として受け止められなければならない。それゆえ、対象とすべき悪質なケースの「本質」をより追求し、「誤作動」の生ずる範囲をより狭めるべく、法理を整理しなければならない。

自殺免責約款の効力に関する有力説は、保険金を不正に請求しようとする悪質なケースを排除するために、「保険金取得を主たる目的とした自殺」を指標とすべきと想定しているように思われる。しかし、「保険金取得を主たる目的とした自殺」であると立証できるような事案は、少なくともこれまでの裁判例をみる限り、相当悪質な事情が浮かび上がってくるようなケースである。したがって、その悪質性を捉らえれば、有力説が懸念するようなケースは十分に排除しうると考える。かえって、「保険金取得を主たる目的とした自殺」を指標としてしまうと、既に多く指摘されているように、保険金の支払を否定すべきほどの悪質性を見出せない場合であっても、保険者免責を肯定しかねないことになる⁽⁴⁵⁾。それゆえ、有力説による処理は、保険契約者側に酷な結論を導くように「誤作動」しかねず、現実的にそれは杞憂に終わるものではないと考える⁽⁴⁶⁾。

一方で、自殺免責約款そのものにも、「誤作動」はありうる。この点は従来ほとんど注視されてこなかったようにも思われる。しかし、この「誤作動」には、看過すべきではない問題が含まれていると考える。

自殺免責約款の「誤作動」とは、免責期間中に自殺がなされた場合、保険者免責とすべきような事情が全く見出せないケースであったとしても、保険金の支払が否定されることである。これまでは、免責期間が1年と短かったため、この「誤作動」が生ずる可能性が小さく、意識する必要性はほとんどなかったと思われる。また、現実の問題が見出せないケースは、

典型的には、精神的な疾患が原因と認められ、任意性が認められないがゆえに「自殺」には該当しないとして保険金支払を肯定するように処理できたのではないかとも思われる。しかし、近時は、前掲の各裁判例のような悪質な事案が続いたことを受けて、免責期間は伸長され、3年と設定する約款が多数を占めるようになってきた。そのため、自殺免責約款の「誤作動」が現実には顕在化する危険性につき意識せざるを得ない状況にあると考える。

この「誤作動」につき、「やむを得ない」と割り切らないとすれば、保険金受取人側が「保険者免責とすべきような事情が全く見出せないケース」であることの立証に成功した場合に、保険金支払を認めるべきことになる。しかし、そうであれば、自殺免責約款の存在意義はほとんどなくなる。自殺免責約款の存在意義を認めるのであれば、「誤作動」につき「やむを得ない」と割り切るしかない。ただし、そのためには、自殺免責約款により達成される政策目標が重要なものであり、それとのバランスを測った結果、割り切らざるを得ない、と説明する必要があるはずである⁽⁴⁷⁾。

おそらく、「割り切らなくとも良い」という見解は、存在しないのではないか。そう考えるのは、以上の構図に、極めて近似する議論がなされていたからである。それは、多数説の論者からしばしば有力説に対してなされてきた次のような批判である。すなわち、有力説は、自殺免責約款を推定規定としての効力を有するものとして理解するが、そうであれば、免責期間内の自殺について、保険金取得の意図がないことが立証されれば、保険者は免責されないということになるのではないか⁽⁴⁸⁾。この批判に対しては、有力説の論者から、次のような反論がなされている。すなわち、有力説は、保険金取得目的での自殺の場合には保険金請求権を認めるべきでないとするのみであって、そうでない場合には保険金が支払われるべきとまで含意するものではなく、元来何を免責事由とするかは保険者の自由であるから、約款によって、契約締結時から一定期間内の自殺を一律に免責と

することには支障がない、と主張される⁽⁴⁹⁾。なるほど、この反論は、形式論理の面では整っていると思われる。しかし、約款規定を、作成者である保険者側に有利になるように解釈しており、実質論としてはその合理性に疑問がある。そのためか、有力説に立つ論者からこの反論をさらに補強しようとする見解は、少なくとも筆者が知る限り、見受けられていない。

しかし、多数説が有力説に対して持ち出す上記の批判は、多数説の側にとっても、決して「対岸の火事」ではない。すなわち、多数説の見解に則ったとしても、「誤作動」と、自殺免責約款により達成される政策目標とでバランスが取れなければ、「やむを得ない」と割り切ることに合理性が見出せない場合もありうるわけである。

既に述べたように、多数説を採る論者も、免責期間経過後の自殺につき、常に保険金を支払うべきとは考えていない。保険金支払をする旨の一般的な規定の解釈として、一定の場合には保険金支払が否定される。この「一定の場合」とは、論者により異なるが、例えば、「保険契約者（兼被保険者）が自殺により保険金受取人に保険金を取得させる意図で保険契約を締結した場合には、その保険契約は公序良俗に反し無効である」と論じられることがある⁽⁵⁰⁾。しかし、自殺免責約款の存在意義は、保険金取得目的で保険契約を締結することの防止にあったはずであるから、そのような類型での公序良俗違反が認められるとすれば、免責期間内に被保険者が自殺し、契約締結時に保険金取得の意図がなかったことが証明された場合に、保険者が免責されるという結論を合理的に導けるであろうか。また、自殺免責約款の存在意義はいかなるところに見出すべきことになろうか。

自殺免責約款により達成されているはずの政策目標を、蒸し返してしまえば、「誤作動」とのバランスが取れなくなるはずである。したがって、免責期間経過後の自殺についても保険金支払の否定すべき場面がありうることを認める場合、それを導く法的根拠によっては、自殺免責約款の存在意義を失わせてしまう危険性があると考ええる。

この危険性は、上記のような見解だけが孕むものではない。例えば、「免責期間経過後に保険金取得目的で自殺した場合に、保険金の支払を否定したければ、それを免責事由とするよう約款に明記すればよい」旨が論じられることがある⁽⁵¹⁾。確かにそのような約定が有効であること自体については異論はない。しかし、そのような約定を入れれば、やはり、自殺免責約款により達成されているはずの政策目標を、蒸し返すこととなる。そのように論じる論者の中からも、「その場合は同時に期間内の被保険者側から免責を争う可能性を認めねば不公平である」⁽⁵²⁾と指摘されているところである。

同様のことは、約款上の問題にとどまらない。かつて検討した際に既に指摘したことであるが⁽⁵³⁾、生命保険法制研究会が1998年に発表した生命保険契約法改正試案では、被保険者の自殺につき免責期間（2年）を定める規定が置かれつつ（改正試案680条1項1号）、同時に、不法に保険金を取得する目的をもって締結された保険契約は無効とする旨の規定も設けられている（改正試案673条の2）⁽⁵⁴⁾。改正試案は、2002年に修正版⁽⁵⁵⁾が、2005年に確定版⁽⁵⁶⁾が発表されているが、本稿で扱っている部分については、特段の相違はない。この改正試案673条の2は、従来の公序良俗違反や詐欺の法理が適用される場面に対応するために設けられたものである⁽⁵⁷⁾。しかし、そのように理解すると、改正試案680条1項1号により達成されているはずの政策目標が、蒸し返されてしまっているのではないだろうか。そうであれば、この二つの規定の関係を整合性をもって理解することはかなりの難題となる。改正試案673条の2が優先すると理解すれば、改正試案680条1項1号の存在意義は失われる。一方で、改正試案680条1項1号は任意規定、改正試案673条の2は強行規定であるため（改正試案683条参照）、被保険者の自殺の場面に関しては、改正試案680条1項1号が優先すると解釈することは難しいようにも思われる。

自殺免責約款の「誤作動」について問題となっているのは、形式論理で

はない。実質論として一貫しているか、ということである。そして、このことは、筆者が初めて指摘したことではない。既に、山口地裁判決の判例研究において、「公序良俗違反、詐欺といったアプローチでは、加入者側の動機・目的を問題とせざるを得ず、内心の意思の証明が困難であるがゆえに不可争約款が設けられたものとみる多数説の基本枠組からはかかるアプローチは背理であるように思われる」¹⁵⁸⁾との指摘がなされていた。この指摘が意味するところは、免責期間による処理を持ち出す限り、失念されてはならないと考える。

自殺免責約款の存在意義を認める限り、「誤作動」とのバランスの関係では、免責期間経過後の自殺につき保険金の支払を否定するのであれば、私見が示した通り、「自殺免責約款と棲み分けられる法理」によるほかはない。そしてこのことは、改正試案について論じた通り、法規の解釈においても妥当すると考えるべきである。

158) 榊素寛・前掲注 37) 論文 348 頁以下では、被保険者が自殺した場面につき、保険契約と被保険者との関与が認められる場合には信義則違反が、被保険者が保険金受取人を兼ねている場合には定型的に権利濫用が保険者免責の根拠となり、また、一般において「保険契約の不当な目的への利用の防止」が保険者免責の根拠となりうると指摘する。もっとも、いずれも、強行法的に読み込まれるものではないと論じられている。この論稿では「弱い公序」との用語が用いられ、従来、「公序」などの名の下に論じられてきた対象に強弱を付けて、詳細な整理がなされている。筆者のアプローチとは異なるが、精緻な分析に基づいた検討がなされており、細かな解釈論などで若干の疑問はあるものの、全体としては至極正当な指摘がなされていると考える。なお、私見と解釈論で相違があるのは、信義則が認められる場面についてである。同論文の 349 頁以下では、次のように論じられている。被保険者が保険契約者でも保険金受取人でもない場合につき、被保険者は、契約の成立要件として契約自体に同意する立場にあることから（商法 674 条 1 項本文参照）、「制度的に契約の存在を知る立場にありこれを認容することが要求される地位を与えられている。そうであるな

らば、被保険者は、契約が有効である限り、自己の生命の消長により保険者が保険金を支払うことを知りかつこれを認容する立場にあり、契約当事者である保険契約者と同様に保険会社に対する信義則を負うものということができ、そのことが制度的にも担保されているものと理解することができる」と論じる。しかし、被保険者の同意は、確かに重要な要件ではあるが、その同意を通じても、被保険者は、保険契約に積極的に関与するわけではない。また、一般に、同意の撤回は原則として認められていないため（山下友信・前掲注②書 271頁参照）、保険契約の締結後は、被保険者は保険契約に基本的に関与できないこととなっている。それゆえ、被保険者の同意に、以上のようなまでの意味を持たせ、信義則を負わせる根拠とすることは、困難であるように思われる。ただし、この論稿では、被保険者が保険契約者でも保険金受取人でもない場合に信義則を負うものの、それはそれほど強い要請ではなく、強行法規としての性格を帯びるものではないと結論づける（同論文 356頁）。形式論理としては信義則の存在を認めることができるものの、実質的にはそれほど意味があるわけではない、という趣旨であって、そこに議論の重点があるものと理解する。そうであれば、取り立てて異論はない。

- 39) 保険金受取人による被保険者自殺の場面では、保険金受取人に保険金取得目的が窺えなくとも、保険者は免責されるというのが判例である（最判昭和42年1月31日民集21巻1号77頁）。ここでは、殺人を犯したものが利益を得ることに対する社会的非難が重視されていると考えられる（より詳細な議論については榊素寛・前掲注③論文339頁以下参照）。そうすると、生命保険契約全体において、本文中で論じたように「不当利用の防止に尽きる」と言い切ることは難しいように思われる。ただし、この最高裁昭和42年1月31日判決は、無理心中の事案であり、結局のところ、保険金を利得しない「保険金受取人」による被保険者自殺のケースであるから、それでも免責を認めた結論には、若干の違和感を有している。これらの点まで含めた考察については他日に期したい。
- 40) 他人が凶行に及ぶ場合と被保険者が自殺する場合を区別するとすれば、實際上、被保険者は保険契約の存在を熟知しており、保険契約者の地位も兼ねていることが少なくないであろうから、被保険者の自殺の方が、発生の危険度が高いということであろうか。ただし、これは量的な違いであり、直ちに質的な違いに結びつくわけではない。発生の危険度が高いということは、生命保険契約

が自殺を誘発する危険性があるということにつながるが、このことについては、本文中にて後述する通りである。

- (40) 同旨、太田晃詳・前掲注(3)最高裁平成16年判決判解146頁、および153頁(注16)、榊素寛・前掲注③論文355頁参照。
- (42) 山下典孝・前掲注(6)論文611頁以下では、精神病と自殺の関係を考察しており、多面的に検討する貴重な試みである。
- (43) 自殺対策基本法については、武蔵誠憲「自殺対策基本法」ジュリスト1322号96頁(2006年)参照。
- (44) 榊素寛・前掲注③論文352-353頁は、「保険契約の不当な目的への利用の防止」につき、「そこで想定されている議論の実質は、自殺目的の保険加入(ないし立場によっては契約締結後の自殺)という保険制度の不当な用い方により保険者が保険金の支払を要求され、場合によってはそのことが保険制度に悪影響を及ぼすことであると思われる。……その実質は通常の意味での公序良俗よりは弱く、反社会性を伴わないもので保険者を保護することが第一義の概念として用いられているものである。」と看破する。それゆえに、「どのような約定を設けることでこのような不当利用を排除できると考え、約款を作成するかは保険者が決めることであり、商法典はデフォルト・ルールとして全期間免責を定めているにせよ、これを改めることは自由であると考える」と結論づける。なお、同論文375頁注②も参照。
- (45) 洲崎博・前掲注(5)山口地裁判決判批108頁は「保険加入後に保険金取得目的での自殺の意図が生じたという……ケースについては、生命保険が本来の制度趣旨に反する形で利用されていることは否定できないものの、たとえば十数年も保険に加入したあとで自殺した場合にも、自殺時の目的・動機のみを目的として保険者免責することにはやや躊躇を覚える」と指摘する。中西正明「山口地裁判決判批〔追加説明〕」文研保険事例研究会レポート157号8頁(2000年)、三宅新・前掲注(5)東京高裁判決判批192頁、竹瀨修・前掲注(3)最高裁平成16年判決判批19頁もこの点を指摘する。
- (46) 同旨、山野嘉朗・前掲注(5)東京高裁判決判批202頁。
- (47) 勝野義孝『生命保険契約における信義誠実の原則——消費者契約法の観点をとおして——』496頁(文眞堂、2002年)は、自殺免責約款を不可争条項と解する多数説につき、「保険者が被保険者にかかる保険金取得目的の存することにつき証明することが極めて困難であることにつき、一定期間内であれば被

保険者にこの目的の存することが事実上推定されるだけでなく実質的看做し規定（反証しても翻らない）という極めて強力な規定として作用することを約款で定めたこととのバランスで、仮に被保険者が保険金取得を唯一または主要な目的であることが証明しうるという場合でも、そのこと自体主張しえないという認識を保険者は有していたといえるし、そのバランスが衡平と認められるからこそ、この見解が今日まで通説的に認められてきたものと考えられる」と論ずる。さらに、同書 530-531 頁では、自殺免責の期間を延長することにつき、「免責期間を延長したことにより、免責期間内の自殺については如何なる理由であれ保険者は免責され、その期間経過後の自殺については、逆に如何なる理由であれ保険者は有責として扱うという考え方……の故に、免責期間延長に合理性が認められると思われる点に対しては、これまで以上に理由づけを付する必要があるのではないかと考えられる」と指摘する。

- (48) 甘利公人「山口地裁判決判批」損害保険研究 61 巻 4 号 164 頁（2000 年）、竹浜修・前掲注(5)論文など。
- (49) 笹本幸祐・前掲注(6)論文(二)98 頁。
- (50) 中西正明・前掲注(12)論文 147 頁。さらに、「保険契約者（兼被保険者）が自殺による保険金取得の意図をもって保険契約を締結する場合において、その意図であることを保険者に告げなかったときは、詐欺による保険契約の締結にあたる」とし、保険者は、民法 96 条による保険契約の取消または約款規定による保険契約の無効を主張できるとする（同論文 148 頁）。一方で、「被保険者が保険契約締結時には自殺による保険金取得の意図がなく、契約締結後、自殺免責期間の経過後に自殺する場合には、被保険者に保険金取得目的があっても、その契約が公序良俗に反し無効となることはない」とも論じられる（同論文 147 頁）。保険契約締結時の意図を決定的な要素と考える見解である。しかし、そのように考えると、自殺免責約款の存在意義と真っ向から抵触してしまうのではなかろうか。
- (51) 山本豊・前掲注(5)山口地裁判決判批 111 頁、甘利公人・前掲注(3)最高裁平成 16 年判決判批 113 頁、河上正二「最高裁平成 16 年判決判解」法学教室 294 号別冊『判例セレクト 2004』17 頁（2005 年）、山野嘉朗・前掲注(5)東京高裁判決判批 202 頁、大澤康孝「山口地裁判決判批」ジュリスト 1231 号 188 頁（2002 年）、勝野義孝・前掲注(47)書 536 頁。
- (52) 河上正二・前掲注(51)最高裁平成 16 年判決判解 17 頁。なお、山本豊・前掲

注(5) 山口地裁判判決判批 111 頁も、「免責期間経過後でも保険金取得目的の自殺の場合は例外的に免責される旨を定める場合、逆に自殺免責期間内であっても、保険金受取人から保険金取得目的でないことの証明があれば保険金を支払う旨を定めるべきではないかも検討に値しよう」とする。

- 53 広瀬裕樹・前掲注(1)論文 179 頁。
- 54 改正試案 680 条 1 項 1 号については、生命保険法制研究会『生命保険契約法改正試案 傷害保険契約法改正試案 疾病保険契約法改正試案 (1998 年版) 理由書』116 頁 (1998 年, 生命保険協会), 改正試案 673 条の 2 については, 同書 45 頁参照。
- 55 生命保険法制研究会 (第二次)『生命保険契約法改正試案 (2002 年修正版) 理由書』45 頁および 116 頁 (2002 年, 生命保険協会)。
- 56 生命保険法制研究会 (第二次)『生命保険契約法改正試案 疾病保険契約法試案 (2005 年確定版) 理由書』41 頁および 117 頁 (2005 年, 生命保険協会)。
- 57 中西正明「生命保険契約法改正試案 (1998 年版) の解説 —— 試案 673 条から 673 条の 4 まで ——」生命保険協会会報 261 号 4 頁以下 (1999 年) 参照。
- 58 洲崎博・前掲注(5)山口地裁判判決判批 108 頁。

第 7 章 結 び に

本稿での考察によれば、結局のところ、前稿にて示した私見を、改めて確認することとなった。すなわち、保険金取得目的での保険契約締結の防止は、自殺免責約款によって効果的に達成されるから、自殺免責約款は、文字通りの効力のものとして肯定しうる。一方で、悪質なケースについては、自殺にまつわる一連の行為の悪質性に着目して「自殺免責約款と棲み分けられる法理」により処理すべきである。そうでなければ、自殺免責約款の存在意義を疑わせることになる。もし、自殺免責約款の存在意義が疑われるような事態になれば、自殺免責約款が「誤作動」しうることを、すなわち、免責期間内の自殺については、保険者免責とすべきような事情が見出せないケースであっても保険者は免責されてしまうことが、看過しがた

い問題として浮上する。この「誤作動」につき看過しないとすると、免責期間内であろうがなかろうが、結局は、問題があるケースか否かを実質的に吟味しなければならないことになる。そうなれば、自殺免責約款には、せいぜい、免責期間内か経過後かで立証責任が転換しうる（免責期間内であれば、保険者免責とすべきような事情が見出せないことの立証責任を保険金受取人側が負い、免責期間経過後であれば、保険者免責とすべきような事情が見出せることの立証責任を保険者側が負う）という意味しか認められない。しかし、この立証責任の転換の効果は、自殺免責の文言からも、趣旨からも大きく乖離している。すなわち、自殺免責約款の存在意義は、ほとんどないことになる。

被保険者の自殺の場面が厄介なのは、被保険者の主観的意図および自殺行為そのものからは、直接に保険金支払を否定すべき根拠を見出せないことにあると考える。被保険者が自殺する場合には、保険金取得目的で保険契約が締結されていることや、保険金受取人が自殺を主導していることなどの悪質な事情を、あくまで間接的に推認しうることもある、という程度である。そういった問題を、被保険者の自殺の問題として処理することは、上手く機能すれば巧みな処理といえるのかもしれない。しかし、副次的な効果に期待しているに過ぎず、無理がある。そうした処理には歪みも出る。やはり、まず第一に、その悪質な事情を直接に対象とする法理によって処理されるべきであり、その方が事案適格的な解決を図ることができるはずである。そのために、対峙すべき悪質な事情については、当事者の利害状況を詳細かつ正確に把握しておかなければならない。

以上の議論は、免責期間による処理が、法定された場合でも同様に妥当する。現在、法制審議会保険法部会にて、「保険法の現代化」が進められている。新しい法制度について、立法段階はもちろん、解釈においても、以上のような議論を視野に入れる必要があると考える。

本稿では、私見を思い切って展開させてみた。それゆえに、考察が、独

断に走り、客観性を失っていることを危惧する。もとより、被保険者の自殺に関しては、「自殺」という行為についての多角的な検討や、自殺免責約款以外の法理の整合的な整理など、検討すべき課題は少なくない。本稿が今後の議論の発展に少しでも寄与できれば幸いである。